動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b12　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b13　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b14　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b15　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b16　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b17　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b18　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b19　平成31年改正前地方税法附則第12条の２第２項第４号ロ、第12条の２の２第２項第１号ロ、第４項第１号ロ、第６項第１号ロ並びに第８項第１号ロのいずれにも該当しない車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック（以下「その他のバス又はトラック」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

b20　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第１項第４号及び第５号ロ、第２項第１号及び第２号ロ、第３項第１号及び第２号ロ、第４項第１号及び第２号ロ並びに第５